

## 栃木県県産木材ロゴマーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栃木県県産木材ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって栃木県（以下「県」という。）の林業木材産業振興等に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 ロゴマークとは、栃木県産の木材の普及啓発用として県が商標登録を行ったもの（別紙）をいう。

### (使用申請)

第3条 県及び県が事務局を担う協議会等が主体となって使用する場合を除き、ロゴマークを使用（ロゴマークの部分使用、ロゴマークに他の図柄や文字を重ねての使用その他の変形・加工による使用（以下「加工使用」という。）を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ林業木材産業課長の承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかの号に該当し、加工使用を行わない場合は、その限りではない。

(1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせず使用する場合

(2) 報道機関が、報道または広報の目的で使用する場合

(3) 栃木県木材業者登録条例により登録された事業者が県産木材の普及啓発等を目的として使用する場合

2 ロゴマークを使用する者のうち、前項各号のいずれかに該当する場合は、「使用届出書」（様式第1号）に次の書類を添えて、使用開始までに林業木材産業課長に提出しなければならない。

(1) 申請者及びロゴマークを使用する事業の概要がわかる資料

(2) ロゴマークの使用状況がわかる資料

(3) その他林業木材産業課長が必要と認める資料

3 第1項の規定により承認を受けようとする者は、「使用承認申請書」（様式第2号）に前項各号の書類を添えて、使用開始を希望する2週間前までに林業木材産業課長に提出しなければならない。

### (使用承認)

第4条 前条第3項に定める使用承認申請があった場合、林業木材産業課長は、その内容を審査し、当該申請が第1条に定める目的に合致し、及び次のいずれにも該当しないと認めるときは、使用を承認することができる。

(1) 県や県産木材の信用又は品位を害するおそれのある場合

(2) 特定の政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合

(3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合

(4) 第6条各号に掲げる事項に従わない場合

- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
  - (6) その他承認することが不相当と林業木材産業課長が認めた場合
- 2 林業木材産業課長は、前項の審査において必要と認めるときは、使用承認申請の内容に所要の補正を加えることができる。
  - 3 林業木材産業課長は、第1項の承認（以下「使用承認」という。）をした場合は、「使用承認通知書」（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

- 第6条 使用承認を受けたもの（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 色、大きさ、用途など、使用承認を受けたとおりとすること。
  - (2) 林業木材産業課長が指示する条件に従うこと。
  - (3) 「栃木県産木材」を付記すること。ただし、ロゴマークを使用する対象物（以下「使用対象物」という。）の美観又は機能を著しく損なう場合は、その限りではない。

（完成品等の提出）

- 第7条 ロゴマーク使用者は、使用対象物を完成後速やかに林業木材産業課長に提出しなければならない。ただし、提出が困難な場合である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- なお、写真は、使用対象物の全体が写されているもの及びデザイン使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

（承認内容の変更）

- 第8条 ロゴマーク使用者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ「使用承認内容変更申請書」（様式第4号）を林業木材産業課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認をする場合は、第3条及び第4条の規定を準用する。

（承認の取消）

- 第9条 林業木材産業課長は、ロゴマークの使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の取消は、「使用承認（承認内容変更）取消通知書」（様式第5号）により通知するものとする。
  - 3 前2項の規定により承認を取り消されたものは、承認取り消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用をしてはならない。
  - 4 前3項の規定により使用承認を取り消された者に発生する経費（回収費用、使用対象物の作成費用等）は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 ロゴマークを使用できる期間は、最長で 2 年間とする。

- 2 使用期間満了後、引き続きロゴマークを使用するときは、あらかじめ「使用届出書」(様式第 1 号)を提出、または「使用承認申請書」(様式第 2 号)による申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(責任)

第 11 条 県は、使用承認を行ったことに起因してロゴマーク使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

- 2 ロゴマーク使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときはロゴマーク使用者自身が適切に処理する責任を負う。
- 3 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 2 (2020) 年 2 月 10 日から施行する。

(別紙)

栃木県産木材ロゴマーク

